**岩手県男女共同参画センター保有物品貸出要綱**

**目的**

第一条　この要項は、岩手県男女共同参画センターにおいて保有している、図書、映像資料、避難所運営ゲームＨＵＧ、各種非常用グッズ及び各種パネル（以下「図書等」という）を貸し出す場合の手続き等について必要な事項を定める。

**貸出の対象者**

第二条　図書等の貸出対象は、県内を拠点に活動又は住所を有する団体、企業及び個人等とする。

**借受の手続き等**

第三条　図書等を借り受けようとする者（以下「申込者」という）は、予め利用申込書（様式第１から３号）を岩手県男女共同参画センター長に提出し、その承認を受けるものとする。

**貸出の承認**

第四条　前条の規定による申込があった時は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出の承認をするものとする。

（１）営利団体等が事項の利益を図ることを主たる目的とするとき。

（２）法令、公序良俗に反するとき。

（３）その他、貸出について不適当と認めるとき。

**貸出等**

第五章　図書等の貸出及び返却は、原則として来所または郵送（託送を含む）するものとし送料が発生する場合は申込者が負担する。

（１）貸出の数量については事前に相談すること。なお、個人への図書の貸出は１回の利用に

つき５冊までとする。

（２）貸出期間は原則として２週間とし、期限内必着で返却すること。

　　　　（３）注意事項をよく読み、丁寧に取り扱うこと。

　　　　 (４) 返却の際は、収納されていた順番（番号）があるものは、揃えて返却すること。

**転貸等の禁止**

第六条　申込者は、第三者に転貸または有料で図書等を貸し出すことを禁止する。

**破損等**

第七条　申込者が図書等を破損又は紛失したときは、速やかに岩手県男女共同参画センター長に申し出なければならない。なお、申込者は、破損または紛失した物品に対する賠償の責を負うものとする。ただし、岩手県男女共同参画センター長がその責を問わないと認めた時は、その限りではない。

**承認内容の変更**

第八条　申込者は、承認された内容について変更をする場合は、その旨を岩手県男女共同参画センター長へ通知することとする。

附則　　この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

　　　　この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

　　　　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。